ハウスオブジョイ運営規約(2013年改訂版)

作成者:ジーン・カスティリョ (ソーシャルワーカー)

翻訳者:澤村 信哉(副院長)

はじめに

フィリピンが経済的に貧しいことは否定できません。そのことによって多くのフィリピン国民が、都市でも、地方でも、多くの困難にさらされています。統計によると人口の 75%が、家庭の存続に必要な安定した収入を得られない「貧困層」に属します。この状況は世代を超えて続き、貧しさは広がる一方です。政府はこの状況を改善するためにさまざまな努力を繰り返してきましたが、状況を変えるには至っていません。

ミンダナオ島、ダバオオリエンタル地方のサンイシドロ市は、残念なことに、特に貧しい地域が目立ちます。人口は増えていく一方ですが、仕事がないため、その大部分が失業しているのが現状です。そのことにより、多くの学齢期のこどもが学校に通うことなく暮らしており、政府の統制の利かないような社会的な問題が頻発しています。

その状況に心を動かされた、日本人とフィリピン人の夫婦、烏山逸雄と烏山アイダが、前市長であるホスティナ・ユウ女史の協力のもとに立ち上げたのが、ハウスオブジョイ (House of Joy Foundation, Inc)です。ハウスオブジョイは、ダバオオリエンタル地方で最初の非営利の児童養護施設となりました。遺棄されたこども、虐待されたこども、育児放棄されたこども、そして孤児となったこどもたちを一時的に引き取って育てることを目的として設立されました。こどもたちの未来への希望をこめて、「歓びの家」という名前をつけました。本当の家族のような環境を整えることによって、こどもたちに未来への希望を持ってもらい、将来的に社会の役にたつような人間になってほしいとの願いをこめて、私たちは活動しています。

理念

ハウスオブジョイは、育児放棄、搾取、遺棄といった不遇な環境にあったこどもたちが、心身共に立派な人間に成長して、家族や地域や国のよき一員となるために、愛といたわりに満ちた環境を与えることを理念とします。

使命

私たちの活動は、こどもたちが、以下のように成長するために必要な支援をする使命を持っています。 施設での生活の中で得られる身体的成長、公教育と、家庭教育の実践による知的成長、社会の中で自立 できるようになるための情緒的成長、人生を正しい方向に向かわせていくための精神的成長

目標

ハウスオブジョイは必要な支援によって、こどもたちが身体的に、知的に、道徳的に、そして精神的

に強められ、自立した人間になることを目標としています。

具体的な活動方針

- 1. こどもたちに必要な保護を供給するとともに、施設内での責任感を育む
- 2. 知的な発達のために、公教育、家庭教育を受ける機会を与える
- 3. 世界を肯定的にとらえられるように情感ゆたかに育てる
- 4. 職業的な技能の習得機会を与え、労働の大切さを教える
- 5. 施設内の仲間との人間関係を大事にする

活動対象

ハウスオブジョイは、遺棄されたり、虐待を受けたり、育児放棄されたり、孤児になったり、貧困によって家族で暮らせない、4歳から18歳までの男女のこどもを活動対象とします。

活動範囲

ハウスオブジョイはミンダナオ島東部、ダバオオリエンタル地方、サンイシドロ市、バトバト村の教 会のとなりに位置しています。ダバオオリエンタル地方を活動範囲としますが、特別な場合において、 ダバオ市、北ダバオ地方、サマール島のこどもたちも活動の対象とします。

運営規約

- 1. ハウスオブジョイは、遺棄されたり、虐待を受けたり、育児放棄されたり、孤児になったり、貧困によって家族で暮らせない、男女のこどもを引き取って家族的なケアを提供する非営利組織である。
- 2. ハウスオブジョイに入るこどもは4歳から18歳までとする。
- 3. 明らかに精神的、あるいは知的に障害を持っているこどもたちを受け入れることはできない。そのようなこどもを保護した場合は、すみやかに専門家へと連絡し、適切なケアが受けられるよう手配する。
- 4. 6ヶ月未満の一時的な預かりは行わない。対象となったこどもは、18歳までに、6ヶ月以上はハウスオブジョイに住むこととする。
- 5. すべてのこどもたちに、知的な成長のために、公教育を受ける機会を与える。
- 6. こどもたちの実の家族や親戚とのつながりを大事にするために、一時的に家族や親戚のもとで過ご せる時間を設ける。
- 7. こどもたちは許可なく施設を離れてはならない。ソーシャルワーカーとスタッフによる許可が必要となる。

- 8. 家族によるこどもたちへの面会訪問は大事である。面会訪問が可能となるようにスタッフは家族に働きかける。
- 9. こどもたちの退去には、必ずソーシャルワーカーと院長の証明が必要である。
- 10. 家族や親戚がまったくいないこどもについては、里親、養子縁組も視野に入れたうえ、自立していけるように支援する。
- 11. 施設内においての、体罰は一切認めない。問題が起きた場合には、ソーシャルワーカーを責任者として、スタッフたちが会議を行い、適切な処置を考える。
- 12. スタッフの行動についてこどもたちから不平があったときには、運営規約に基づいて処置を行う。
- 13. 施設への寄付金は適切に記録し、会計する。寄付金の使途は運営スタッフが支援者に報告する。
- 14. すべてのスタッフは、こどもたちおよびその周囲の人間から、支援の見返りとしての贈り物を受領しない。
- 15. 事故や重要な問題が起きた際には、1時間以内に院長に報告をする。
- 16. こどもたちのプライバシーを保護する。学生や団体での訪問や、こどもたち、スタッフへのインタビューには、院長の許可が必要となる。
- 17. スタッフはチームとして行動し、活動にあたる。
- 18. ハウスオブジョイは6人の選出された理事と、院長、副院長、財務係、運転手、用務員、農作物係、ソーシャルワーカー、事務係、保育士たちによって運営する。こどもたちの人数に合わせて保育士の数は増減する。
- 19. 以上の規約は、理事半数以上、院長、副院長、ソーシャルワーカーの合議によってのみ変更が可能である。
- 20. 以上の規約は2013年6月より施行する。